事 務 連 絡 平成19年12月7日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室

## モニタリング検査の強化について (ピスタチオナッツ加工品)

平成19年度輸入食品等モニタリング計画については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号(最終改正:平成19年9月21日付け食安輸発第0921001号)に基づき実施しているところです。

今般、輸入者の自主検査の結果、下記のとおり食品衛生法違反の事例があったことから、ギリシャ産に加えてイタリア産ピスタチオナッツ加工品を検査命令対象とする別途通知にあわせ、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、ギリシャ産及びイタリア産を除くピスタチオナッツ加工品について、アフラトキシンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

## (違反事例)

1. 品 名:ピスタチオナッツペースト

2. 輸 出 国:イタリア

3. 輸 出 者: BABBI S. R. L.

4. 検査結果: アフラトキシン陽性 (B1 として66ppb、68ppb検出)

5. 検疫所:東京検疫所(届出受付番号:第24025305770号1欄)

6. 輸入者:サンエイト貿易株式会社